

公益社団法人 日本フェンシング協会 倫理・懲戒規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下「協会」という。）の競技者、役員及び職員等が、それぞれの責務に反し、協会の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって協会に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、以下に定める者に適用する。

- (1) 理事及び監事
- (2) 相談役、顧問及び参与
- (3) 協会が定める各種委員会の委員
- (4) 職員
- (5) 協会に登録している正会員、個人、公認審判員、公認指導員等

(違反行為)

第3条 前条に定める者は、次の行為（以下「違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと（暴力・暴言）
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと（わいせつ・セクハラ）
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと（不適切な指導）
- (4) 協会のドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること（ドーピング・薬物）
- (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと（大会運営施設利用不適切行為）
- (6) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、協会の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること（不適切経理）
- (7) 職務やその地位を利用して自己の利益を図ること（利益相反行為）
- (8) 反社会的勢力と関係を有 すること（反社会的勢力との関係）
- (9) 法令や協会の諸規程または方針に違反すること（法令・規程等違反行為）
- (10) その他協会の名誉と信用を著しく害する行為（品位を汚す行為）

(違反行為に対する 処分の種類)

第4条 前条に定める違反行為をした者(以下「違反者」という)は、その内容及び情状に応じて次の各号の懲戒処分を受ける。また、違反者が協会の各役職の複数に該当する場合、それらの処分を併せて実施することができる。なお、本規程において「資格」とは役職等もしくは各種委員会の委員としての地位、「登録」とは正会員の登録をいう。

- (1) 注意：始末書を提出させて、口頭による注意を行い戒める。
- (2) 戒告：始末書を提出させて、文書による注意を行い戒める。
- (3) 資格停止：違反者の資格を5年以下の一定期間停止する。
- (4) 資格取消：違反者の資格を取り消す。
- (5) 登録停止：違反者の登録を5年以下の一定期間停止する。
- (6) 除名：違反者を役職から永久に除名する。
- (7) 減給：有給の違反者については、その報酬を一定の期間、一定の割合減額する。
- (8) 降格：役職を有する違反者については、下位の役職へ移行させる。
- (9) 諭旨退任：役員等及び名誉職等の違反者については、諭旨により退任願を提出させるが、これに応じないときは解任する。
- (10) 解任：役員等及び名誉職等の違反者については、即時に解任し、役員等もしくは各種委員会の委員への就任資格をはく奪する。

2. 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。

3. 処分の種類及び内容は、次の事情を考慮して決定する。

- (1) 違反行為の態様(故意か過失か、悪質か、偶然的か計画的か、単独か複数人によるか、主導的か従属的か、単発的か連続的か)
- (2) 違反行為の動機(同情の余地があるか、私欲のためではないか)
- (3) 違反者の地位・立場、被害者との関係
- (4) 違反行為により発生した結果の重大性(実害の大小、被害者の多少)
- (5) 被害者にも責任の一端があるか
- (6) 被害が回復されたか
- (7) 違反者に改悛の情がみられるか
- (8) 違反行為の社会に与えた影響の大小

4. 処分の基準は別表のとおりとする。

(公正の保持)

第5条 懲戒は、公正かつ適正に行わなければならない。

(刑事裁判等との関係)

第6条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の協会以外の処分を受けたときまたは受けようとするときであっても、協会は、同一案件について適宜にその違反者

を処分することができる。

(懲戒処分と損害賠償)

第7条 違反者が故意または過失によって協会に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。また、懲戒されたことによって損害の賠償責任を免れることはない。

(違反者の処分の解除・復権)

第8条 本規程により1年を超える期間の資格停止処分を受けた者は、処分開始日から1年を経過した後、会長に対し、処分解除申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。

2. 本規程により資格取消処分を受けた者は、処分開始日から3年経過後、会長に対し、復権申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、復権を求めることができる。

3. 本規程により登録停止処分を受けた者は、処分開始日から1年経過後、会長に対し、処分解除申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。

4. 会長は、法務・倫理委員会に1項ないし3項の書類一式を回付する。

5. 法務・倫理委員会は、1項ないし3項の申請者を聴聞の上、処分解除・復権相当と判断した場合、その旨を会長に答申する。

6. 会長は、理事会の決議を経て、処分解除・復権を決定する。

(内部通報窓口)

第9条 協会は、違反行為の通報相談を受け付けるため、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口に関しては別に定める。

(調査請求)

第10条 会長は、第2条に規定する者が第3条に定める違反行為を行ったおそれがあると認められた場合、法務・倫理委員会に対し、その事案に関する調査・審問を請求する（以下「調査等請求」という）ことができる。

2. 法務・倫理委員会は、調査・審問終了後1か月以内に会長に対し、書面をもって当該事案の処分案を答申する。

3. 前項の処分案の答申書面には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 調査等請求の対象とされた者（以下「調査等被請求者」という）の表示
- (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
- (4) 処分ないし処分不相当の理由
- (5) 調査・審問手続の経過

(6) 同種の問題が生じないようにする対応策

(懲戒委員会)

第11条 会長は、疑われる事案について協会で処分が必要と認める場合には懲戒委員会を設置することができる。

2. 懲戒委員会の委員は、協会の役員又は学識経験者で構成し、5名以上とする。

3. 懲戒委員会は、会長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて審議の上、処分案を会長に答申するものとする。

4. 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(処分)

第12条 会長は、倫理・法務委員会又は懲戒委員会の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。ただし、次の処分を行おうとするときは、懲戒処分に先立ち理事会の議決を経なければならない。

(1) 役員に対する処分

(2) 資格取消又は除名処分

(法務・倫理委員会の構成員の除斥・忌避・回避等)

第13条 第10条に定める調査・審問を行う構成員は、自己または自己と特別の利害関係を有する者に関する事案もしくはそのほか調査ないし審問の公正を疑われるおそれのある事案について除斥される。

2. 調査等被請求者は、調査・審問を行う構成員について調査ないし審問の公正が害される恐れがあると認めるときは忌避の申立をすることができる。法務・倫理委員会委員長は、同申立に理由があると認めるときは、当該構成員を別の法務・倫理委員に代えなければならない。

3. 前条2項の構成員は、審議の公正を疑われるおそれがあるときは、倫理委員会委員長の承認を得て、その事案から回避することができる。

(不服申立て)

第14条 協会の処分に対する不服申立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる。

(機密の保持)

第15条 法務・倫理委員会委員及び懲戒に関する調査・審問に関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

別表

処分の基準

第4条の各号	注意	戒告	資格停止	資格取消	登録停止	除名	減給	降格	諭旨退任	解任
第3条の各号										
暴力・暴言	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
わいせつ・セクハラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
不適切な指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドーピング・薬物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○	—	○	—	○	○	—	—
不適切経理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利益相反行為	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
反社会的勢力との関係	—	—	—	○	—	○	—	—	○	○
法令・規程違反行為	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
品位を汚す行為	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大に応じ、処分を決定する。過去において処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分すること。

附則

- 1 この規程は平成28年4月24日から施行する。